

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2023 年度定時評議員会議事録要旨

1. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
2. 開催日時 2023 年 6 月 29 日（木）15 時 00 分～16 時 30 分
3. 評議員現在数及び定足数
総数 20 名、定足数 11 名
4. 出席評議員数 15 名
（会議室出席 8 名）遠藤雅也、蒲生恵美、橘本賢次郎、桑崎俊昭、佐藤秀隆、椎橋良太郎、清水秀樹、成松義文
（Web 会議出席 7 名）亀井美登里、菅いづみ、久保英明、佐藤潔、寺島大悟、笛木正司、武藤正樹
（欠席 5 名）安部俊朗、岡田哲也、榊原仁嗣、宗林さおり、若尾修司
（出席監事）西本恭彦、松田紘一郎
（出席理事）矢島理事長、青山常務理事
5. 議 案 第 1 号議案 2022 年度事業報告（案）について
第 2 号議案 2022 年度収支決算（案）について
第 3 号議案 監事監査報告について
第 4 号議案 評議員の改選に関する件

報 告

6. 議 事
定款第 23 条の規定が 3 月の評議員会で改正され、議長の互選は本日の評議員会終了後から適用されることとなったので、本日は引続き成松評議員が議長となった。Web 会議出席の評議員に適時的確な意見表明が互いに行える環境にあることの確認があった。

(1) 定足数の確認

議長の要請により、事務局長から定足数の充足の報告があった。

(2) 議事録署名人選任

議事録署名人として、寺島評議員、笛木議員の 2 名が選任された。

(3) 議案の審議状況及び議決結果

第 1 号議案 2022 年度事業報告（案）に関する件

第 2 号議案 2022 年度収支決算（案）に関する件

第 3 号議案 監事監査報告について

議長の求めに応じて、総務部長より第 1 号議案 2022 年度事業報告（案）、事務局長

より第2号議案 2022 年度収支決算（案）に関する件について説明があった。

まず始めに、総務部長より 2022 年度事業報告（案）に関する件について、既に送っている事業報告（案）のポイントについて説明があった。

公益事業

公1 健康補助食品基準設定・認定事業

1. 健康食品部関係

健康食品部関係では、JHFA認定事業、GMP認証事業、安全性自主点検認証を実施している。認定健康食品（JHFA）マークに関する事業については 2022 年度は今までの規格基準型 JHFA に加え個別審査型 JHFA 制度を含めた認定健康食品の認知向上、普及活動を進めた。また、協会ホームページで JHFA 製品紹介のバナーを作成し、そこから各事業者のHPのリンクを掲載することで、認知向上を図った。普及開発については 2022 年度は JHFA の普及啓発に力を入れるということで、JHFA 製品紹介のバナー作成や関連団体への周知活動、セミナーや東京都食育フェアに出展した。GMP 製造所認定に関する事業については 2022 年度は、新規の GMP 認定工場の認定取得は 9 件で総数 176 件となっている。GMP 関係は順調に右肩上がりで行っているが、業務の増加に伴い調査員等のマンパワー不足という課題が出てきている。併せて、原材料 GMP ガイドラインの改定刊行、調査員会議、OEM 部会、GMP 関連セミナー、HACCP 手引書改訂を実施した。健康食品安全性自主点検認証に関する事業については、平成 17 年通知の改定に伴い安全性自主点検スキームの重要性について再度周知を行いながら認証スキームや評価方法の見直しを検討している。健康食品の原材料の本質的な安全性確保について及び新スキームの考え方について認定事業者、原材料メーカーへヒアリングを実施している。新たなスキームについては今年度も継続して検討をする。

2. 学術情報部関係

健康食品相談業務の実施については相談内容の資料に示す通り多岐に渡っている。

公2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

1. 特定保健用食品部関係

特定保健用食品の申請支援については実績に示す通りであるが、疾病リスク低減表示に関することについて制度の活用を図れないかということで、当協会の公募により 3 社の新規申請支援を行った結果、申請書が

受理され、消費者委員会による審査が始まった。技術部会で検討した申請ガイドンスをもとにした申請書の作成や、消費者庁への事前説明及び申請内容の説明を申請者と共に行うことにより申請を支援した。また、疾病リスクの表示については EU 型を考えている。特定保健用食品講習会及び説明会の開催をした。技術部会活動の推進については 5 つのワーキンググループに分かれて行っている。普及啓発活動についてはトクホごあんない 2022 年版の作成、保健指導時に用いるトクホの説明パンフレットの作成をしている。

2. 栄養食品部関係

特別用途食品制度の活用に関する研究会の運営と活動については特別用途食品の積極的な活用を目的に、特別用途食品制度の課題や今後のあり方を研究し、制度の活性化を目指す研究会であり、幹事会と 3 つの分科会を中心にこれらの検討を行い、特別用途食品制度の改正に関わる要望書を消費者庁に提出した。特別用途食品の申請支援の実績は資料に示す通りである。

3. 機能性食品部関係

機能性表示食品の分野別専門相談事業について 2022 年度は 71 件に対応した。また、機能性表示食品の届出資料の事前点検事業については 30 件受託した。その他、広告部会及び広告審査会の運営や届出後の分析状況公開サイトの運用を行い、普及・啓発のための説明会・相談会実施は 2022 年度は京都府で 2 回、徳島県、愛媛県でセミナーを行い、個別相談も実施した。

公 3 食品保健指導士養成事業

研修企画部関係

食品保健指導士養成講習会をオンデマンドで 2 回実施、修了評価認定試験を実施し、現在認定された食品保健指導士数は合計 1,547 名となっている。また、食品保健指導士フォローアップ事業を日本食品保健指導士会に委託し実施した。

公 4 特定保健用食品公正取引協議会事業

特定保健用食品公正取引協議会関係

公正取引協議会の運営として、通常総会、臨時総会、運営委員会を開催、また、公正競争規約及び施行規則等の運用として、広告研究会、広告審査会の開催をしている。特保公正マークの審査、承認について、現在、公正マーク承認は累計 23 件となっている。指導、相談事業について、「食後血糖値と健康診断とのかかわりに関する広告表現」につ

いての通知文を協議会会員に向けて発出した。これは、製品の試験に用いた食後血糖値と健康診断に用いている空腹時血糖値の扱いについて当協議会の考え方を示したものである。特定保健用食品公正取引協議会の年度末会員数は38社1団体となっている。

共通事業

1. 健康食品部関係

事業者向け健康食品相談事業の健康食品いろいろ相談室の 2022 年度の相談件数は 43 件となり、相談分野は多岐に渡っている。

2. 学術情報部関係

健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信について、月 2 回メルマガ形態で会員への情報提供を実施した。

3. 渉外広報室関係

会員への情報提供として、メールマガジンの発行、ホームページ内の会員専用ページへの情報掲載を実施した。また、普及・啓発活動として、展示会への出展活動や講演を実施した。報道への対応としては、プレスリリース、メディア懇談会の開催を行った。その他、講演講師の派遣を継続的に実施した。

4. 研修企画部関係

研修事業（セミナーに係る事業）については、健康食品業界新人向けセミナーの開催、また、中堅向け実務講座の開催を行った。

収益事業

収 1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

総務部関係

4 団体に対する賃貸事業

- ・ 健康と食品懇話会
- ・ 薬業健康食品研究会
- ・ （一社）健康食品産業協議会
- ・ （一社）日本流動食協会

収 2 受託事業

1. 総務部関係

3 団体からの事務代行受託事業

- ・ 健康と食品懇話会
- ・ 薬業健康食品研究会
- ・ （一社）機能性食品開発協会 (FFD)

2. 栄養食品部関係

日本流動食協会からの受託事業また、フレイル予防産業構想については、実施団体が社福協で他団体からの委託であるので収益事業に記載している。

3. 機能性食品部関係

機能性表示食品の届出支援事業については、2022 年度は研究レビューを 2 件実施した。

法人会計

総務部関係

法人組織の運營業務については、評議員会を 2 回開催し、定時評議員会では理事・監事の改選等、臨時評議員会では定款の改正等を行なった。理事会の開催については 3 回開催し、通常理事会 2 回、理事の改選に伴う臨時理事会を 1 回開催した。また、理事・監事の改選に伴い、役員等候補者リスト作成検討会及び役員候補選出委員会を開催した。会員、関連団体に関する事業については、年度末の協会会員数は 659 社で、2022 年度の入会は 13 社、退会は 24 社であった。また、公益財団法人の運営として内閣府への定期報告及び変更届を行った。

引き続き、2022 年度収支決算（案）に関する件について事務局長より資料に基づき報告があった。

経常収益については、前年度対比 427 万円余の増となった。主な増減は、「受取入会金」が前年度の入会 21 社に対して当年度は 13 社あったことにより減額、それにより「受取会費」も減少となった。「安全性自主点検認証事業収益」は今年度は更新の対象となるものが多く増額となった。「機能性表示食品届出支援手数料収益」は機能性表示食品届出資料事前点検の増加により増額となったが、「機能性評価関連事業収益」については研究レビューの収益が前年度より減少したことにより減額となった。また、「雑収益」については、東京しごと財団からテレワーク促進助成金の交付を受けたことにより増額になっている。

経常費用では、前年度対比 272 万円余の増となった。主な増減のうち、「給与手当」、「臨時雇賃金」は管理費と合わせて減少となっているが、これについては主に臨時雇用者の人数や勤務日数が減少したことによるもので、「給与手当」が増加し「臨時雇賃金」が減少したのは主に雇用形態が変更したことによるものである。また、「旅費交通費」は前年度に比べ会議等がウェブか

ら対面へと変化してきたこともあり増額となっている。「消耗品費」は主にテレワーク用のPC及び周辺機器を購入したことにより増額となった。「修繕費」については前年度貯水槽水中ポンプが壊れたため取り換え工事を行ったが今年度は修繕が発生しなかったことにより減となっている。「諸謝金」については主にGMP工場認定ガイドラインの改正に伴って指導方針の統一化を図るため主任調査員によるQ&Aを作成した経費が増加したことにより増額となっている。「支払手数料」は主に日本健康食品認証制度協議会への支払いがなかったことにより減額となっている。「委託費」については、前年度までは派遣とそれ以外で科目を分けていたが、当年度より「委託費（業務委託）」に一本化したことにより減となっている。管理費については、「賃貸料」以外は、ほぼ前年度どおりの執行となっている。

以上の結果、2022年度、当期経常増減額は171万円余の増額となっている。経常外増減の部では、応接セット等の固定資産の除却を行ったため、その簿価4円が固定資産除却損として計上されている。また、収益事業について法人税、住民税及び事業税が38万9千円計上され、その結果、当期一般正味財産増減額は132万円余の増となっている。

一般正味財産期首残高が4億6179万1114円であったので、一般正味財産期末残高は4億6311万7579円となり指定正味財産1億円を合わせると、2022年度の正味財産期末残高は5億6311万7579円となる。

また、財務3基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」については、公1事業、公2事業、公3事業および公益目的事業合計において全てマイナスとなっており、公益目的事業比率は約90%で、すべて基準を満たしているとのことであった。

続いて、第3号議案 監事監査報告について去る5月24日（水）に、西本監事と松田監事の2名が定款第33条第2項の規定に基づき、事務局及び常勤理事等から事業報告を受け、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、事業報告は法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しており、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致し法令及び定款に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかったとの監事監査報告が、松田監事よりなされた。

本案に関して、次の質疑応答があった。

評議員： 3点質問をしたい。1点目は健康食品部関係の健康食品用カプセルの自主回収について、これはカプセルだけを回収し中身が入っ

ているカプセルは回収しなかったという事例だったと思うが、それを受けて協会のHACCP導入手引書の改定を実施しているが、どのような問題点がありどのようなポイントで改定をしたのか教えてもらいたい。2点目として、特定保健用食品部関係の疾病リスク低減表示制度について非常に興味を持って見ているところだが、今後EU型の表示をすることによって現在の3社の申請支援の他にカテゴリー等広がっていく可能性はあるか協会の考えを教えてもらいたい。3点目としては、フレイル予防産業構想についても非常に興味を持っているが、現在の動きについて教えてもらいたい。

健康食品部長： 健康食品用カプセルの自主回収については、カプセル屋が食品のハードカプセルが食品添加物の目的外使用が発生して自主回収ということになった。厚生労働省の方では中身が入って流出しているカプセルについては健康被害は出ていないということが分かっているということだった。HACCPの手引書の改定については、当協会の「健康食品製造におけるHACCP導入手引書」の中にカプセルの項目があるのだが、HACCPの衛生的なチェックの項目が少し不足していた。自主回収の問題が起き、厚生労働省と相談してチェック体制（カプセルの受入、保管、適法性確認、及び危害分析にカプセルの項目）の追記等の改定をして厚生労働省に提出したということだ。

評議員： それでは、今までのHACCPのまま行っていたら、場合によっては他のカプセル屋も同じような問題が起きていたかもしれないということか。

健康食品部長： カプセル屋のHACCPということではなく、これは健康食品をつくる企業側のHACCPの改定になる。カプセルを原料として仕入れるところのチェック体制を変えたもので、この度の改定はカプセルを受け入れる時の、中身を入れる場合の改定ということになる。

事務局長： 補足すると、健康食品を作っている企業側は信用して仕入れているわけだが、そこでもチェックする項目を入れたということだ。

特定保健用食品部長： 疾病リスクのEU型の今後の考え方については、EU型の表示は、現在の日本の疾病リスク低減をする可能性があるというような文言ではなく、機能がある情報を付け加えるという形になっている。科学的根拠も別々に立てて説明していくことができ、事業者にはわかりやすいやり形になっていると思う。同時に消費者にとってもはっきり分かる内容なので協会としてはこれまでのトクホの許可

表示を基にして、情報を付け加えるような表示、さらに一段上の表示を付け加えることが出来ないか考えているので、許可表示を持っている事業者には今後関心を持ってもらえると考えている。

理事長： フレイル予防産業構想については、社会保険福祉協会医療経済研の有識者会議で検討された「フレイル予防のポピュレーションアプローチに関する声明と提言」が昨年の 12 月に公表された。フレイル予防は栄養と運動と社会参加の 3 点セットの生活様式を世の中に伝えていくことが重要なことである。これについて厚生労働省の Web 会議で 3 月に声明と提言を各自治体に紹介してもらい自治体の方でも動き始めている。そこで協会としても認証制度という形で我々の持っているノウハウを使わせてもらうところがあるかどうか、これから動きが見えてくるという段階である。

評議員： 会員、関連団体に関する事業のところ、入会 13 社に対して退会 24 社となっているが、入退会については重要な部分だと思う。前年度と比べてどのような状況になっているのか教えてもらいたい。

事務局長： 入会と退会については 2022 年度は入会が 10 社ほど少なくなっている。5～6 年前は退会が非常に多くて、それについて会員獲得のキャンペーンを実施して、ここ数年は横ばいの状態が続いていた。こここのところの退会の原因の 1 つとして企業が健康食品事業から手を引いてしまうということがあるがその点はどうしようもないと考える。今年の 3 月の理事会で「会員及び会費等に関する規程」を改正し、今まで健康食品の製造または流通業をしている企業しか会員になれなかったが、今後は食品関連の販売、食品もしくは食品産業関連、例えば分析機関とか SR 等の企業にも会員になってもらい情報交換等が出来るようにした。7 月 1 日から適用し、会員確保に力を入れたと考えている。

評議員： 技術的なことや制度的なことも大切だと思う。ただ、世の中の情勢にもよるが、組織として長い間同じことをしているだけでは飽きられてしまいどんどん数が減っていくと思う。今後、いろいろ新しいことを先取りして事業を実施してもらいたい。

事務局長： 現在の事業だけにとらわれず新しいものに目を向けながら取り組んで行きたい。今後も何かアイディアがあったら意見を頂きたい。

議長： 収支決算案 P3 の正味財産増減計算書の中で JHFA マーク許可事業収益が昨年度より 2 百万円程増えているが、退会が多いという報告あったがどのような増減になっているのか説明してもらいた

い。

事務局長： JHFA マークについては表示して 1 年後に表示数に応じて表示料を支払ってもらう形なのだが、決算上 3 月までに入れられずに遅れてしまう場合がある。前年の決算に間に合わなかったものが 2022 年度の決算に入ってしまう、ずれた形で増額になってしまったものだ。

議長： わかりました。それとは別に 1 点質問だが、事業報告案の P8、特保の申請支援のところで、申請チェックが 0 件、事務指導が 1 件と減っている。特保の申請支援が始まり 10 年以上経っているわけだが、これは特保商品の増加が鈍っていると考えていいのか、今の状況を教えてもらいた。

特定保健用食品部長： 現在、許可そのものも非常に少なく、申請についても格段に減っている。機能性表示食品が出る直近まではいろいろな分類のものを入れて年間 100 件近く許可があったが、現在は 10 件あるかどうかという状況で、それに比例して申請支援も減っている。特に新規許可がかなり少なく、今まで利用されていた規格基準型特保もこのところ 0 件に近い状況だ。やはり機能性表示食品に転換されていることの反映ではないかと思う。

議長： 機能性表示食品が出てきて、現在ではマーケットではそれが広く販売されているが、その影響を受けているということかが大きいのか。また、特保の食品は現在も形状に規制があるのか。

特定保健用食品部長： 機能性表示食品の影響は受けていると思う。特保の食品の形状についてはカプセル等の形状も可能であるが、現状、そのような形状のものは許可品の 5% くらいで、後は食品の形状になっているものが多い。

議長： それは特保の審査レベルが高いので、カプセル等の形状のものについても特保には申請せず、機能性表示食品のカテゴリーで申請されているものが多いということか。

特定保健用食品部長： いろいろな理由があると思うが、特保の場合錠剤、カプセルになると安全性の試験があるが、その場合、通常の特保よりもかなり多い量が必要となり、企業にとっては相当負担になる。時間とコストを考えると機能性表示食品で申請したいというのが大きい理由の 1 つだと思う。

議長： 審査基準が高いというよりも時間とコストを考えての傾向ということですね。

本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見もなく原案通り会場に出席

の評議員及びWeb会議に出席の評議員全員一致で了承された。

第4号議案 評議員の改選に関する件

議長の求めに応じて、総務部長から評議員に関する推薦・選任基準等について、資料に基づき説明があった。

続いて議長より6月16日開催の評議員候補者選出委員会の結果について説明があった。説明によると、評議員候補者選出委員5名で、候補者一人一人について選出区分、評議員歴、出席状況等を基に詳しく検討を行い選出した。特に議論が多く出たのは女性の評議員数が全体的に少ないということだった。現在の女性の評議員は学識、消費者等の区分で選出されている4名である。この度、団体からの推薦枠で女性2名が候補者として推薦されたが、その方々を合わせても6名でまだ十分でないを考える。今後、候補者の選出をする課題として、各団体の推薦枠に少なくとも女性1名を候補者として入れてもらうという事を協会から各団体にお願ひし、早い時期に女性の評議員が半数を超える形にしていくことが望ましいという意見が評議員候補者選出委員の総意として出された。基本的には検討し選出した評議員候補者22名に特に問題はなく適任であるということで本日の定時評議員会に提出したということであった。

引続き、総務部長から評議員候補者リストに基づき各候補者の説明があり、併せて新任候補者11名の推薦理由も説明された。

説明の後、議長が22名の評議員候補者を評議員として各々選任してよろしいか諮ったところ、会場に出席の評議員及びWeb会議に出席の評議員全員一致で原案通り承認された。

選任された評議員は次の通り。

(新任評議員 11名)

丸山鉄平 ((株)コーワリミテッド 代表取締役)

谷口 茂 ((株)明治 取締役専務執行役員)

岡崎展子 (大正製薬 (株) 薬剤部部長)

梨本順子 (田辺三菱製薬 (株) ヘルスケア事業部ヘルスケア管理グループ)

徳丸浩一郎 (日本ケフィア (株) 代表取締役)

和田伸行 ((株)三協 代表取締役副社長)

山岡誠朗 (全国公正取引協議会連合会 専務理事)

磯部総一郎 (日本OTC医薬品協会 理事長)

滝本浩司 ((社)日本乳業協会 常務理事)

西村 勉 ((財)日本食品分析センター 理事長)

田中弘之 (東京家政学院大学人間栄養学部部長/大学院 教授)

(再任評議員 11名)

寺島大悟、笛木正司、久保英明、榊原仁嗣、成松義文、清水秀樹、亀井美登里、遠藤雅也、蒲生恵美、管いづみ、宗林さおり

評議員の任期は選任された日から４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。

なお、任期満了による評議員退任者９名は次のとおり。

安部俊朗、岡田哲也、橘本賢次郎、桑崎俊昭、佐藤潔、佐藤秀隆、椎橋良太郎、武藤正樹、若尾修司

引き続き事務局より、新しい評議員の方々と理事の方々が顔合わせをする機会が中々無いので、情報交換の場として８月から９月の間に合同の勉強会開催を予定しているとの説明があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、１５時３０分、議長は閉会を宣言し、解散した。